

船舶事故調査報告書

平成23年3月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成22年1月18日（月） 09時00分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市壱岐島北西沖の七里ヶ曾根 若宮灯台から真方位295° 11.3海里付近 （概位 北緯33° 57.0′ 東経129° 29.0′）
事故調査の経過	平成22年6月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	遊漁船 オクトパス、14トン 船舶番号、船舶所有者等 292-45560福岡、オクトパス有限会社 L×B×D、船質 19.44m×3.26m×1.24m、FRP 機関、出力、進水等 ディーゼル機関、540kW、平成13年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年9月11日 免許証交付日 平成22年3月11日 （平成27年9月10日まで有効） 釣り客A 男性 27歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が単独で乗り組み、釣り客6人を乗せ、壱岐島北西方の七里ヶ曾根で、小型まぐろのルアー釣りをしていた。</p> <p>船長は、平成22年1月18日09時00分ごろ、本船をまぐろが跳ね出た左舷前方約30mに移動させるために、前進微速（速力約5～8ノット）として移動を開始したところ、その直後に本船は、船首が波に乗り上げて大きく上下動した。</p> <p>釣り客Aは、船首部の甲板（以下「船首甲板」という。）船尾寄り中央で、手すりを持たずに、まぐろの跳ね出た左舷前方を向いて立っていたところ、船首が波に乗り上げた勢いでほぼ真上に跳ね上げられ、船首甲板に両足から落ちたとき、腰に突き上げられるような衝撃を感じ、痛みで動けなくなった。</p> <p>船長は、09時30分ごろ、遊漁を中断し、最寄りの壱岐島湯本港^{ゆのもと}に向かい、釣り客Aを病院に搬送した。</p> <p>釣り客Aは、腰椎2番及び3番の破裂骨折を受傷し、約2ヶ月間の入院加療を要した。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好、気温 約9℃ 海象：波高 約1.0m</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、遊漁船業を始めて10年目であった。 釣り客Aは、遊漁船での釣りを始めて約2年弱で、過去に2回本船を利用していた。 釣り客Aは、身長179cm、体重71kgであった。 本事故当時、釣り客Aは、合羽の上下、フローティングベスト（救命胴衣の一種）を着て、長靴を履き、素手で釣りをしていた。 船長は、遊漁中、事故発生までに3、4回まぐろが跳ね出たのを見つけ、その方向に本船を移動させたが、釣り客に対し、手すりを持たせたり、船尾側に移動させたりといった船体動揺に備えさせるための注意喚起を行っていなかった。 釣り客Aは、まぐろが跳ね出たとき、すぐに本船がその方向に移動する可能性があることを知っていた。 船長は、事故直前、船首甲板には、釣り客Aともう1人釣り客がいて、釣り客Aは手すりを持たず、もう1人の釣り客は手すりを持っていたこと、ほかの釣り客4人が手すりを持って船尾甲板にいたことを認識していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり あり 本船は、七里ヶ曾根で遊漁中、移動を開始した直後、船首が波に乗って上下動し、船首甲板上にいた釣り客Aが、真上に跳ね上げられ、両足から甲板上に落ちた際、強い衝撃を受けて腰を負傷したものと考えられる。 船長は、移動に際し、船首方の波の状況を確認せず、また、釣り客に注意喚起を行わなかったものと考えられる。 釣り客Aは、まぐろが跳ね出たときはすぐに本船が移動する可能性があることを知っていたが、手すりを持つなど船体の動揺に備える姿勢をとらずに船首甲板に立っていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が七里ヶ曾根で遊漁中、船長が、船首方の波の状況を確認せず、また、釣り客に注意喚起を行わずに本船の移動を開始した直後、船首が波に乗って上下動したため、船体の動揺に備える姿勢をとらずに船首甲板に立っていた釣り客Aが、跳ね上げられ、両足から甲板上に落ちた際、腰に衝撃を受けたことにより発生したものと考えられる。</p>	